

市有土地売却案内(随時) 姫路市 河川整備課

【車崎土地売却】

【随時売却について】

- 下記の土地を、先着順で随時売却します。
 売却の状況については、河川整備課(079-221-2678)までお問い合わせください。

【売却地】

物件番号	所在地	地積(m ²)	価格(円)
1号地	姫路市車崎二丁目 1870 番 5	39.39	1,513,000

※詳細は別紙物件明細書のとおり

【申込みの受付】

- 【場所】 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 河川整備課(東別館3階)
- 【時間】 平日 午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)
- ※土日、祝日は除きます。
※郵送による申込みの受付はしません。

【申込みに必要な書類】

- 姫路市有土地売却申込書
 共有名義人申請書(共有名義を希望される場合のみ必要)
 住民票の写し(個人番号未記載)
※法人の場合は、法人の登記事項証明書(全部事項証明書)
 姫路市税の納税証明書(滞納無証明書)
※市外に在住の場合は、これに類するもの
 印鑑(認印可)

※添付書類は、発行後1ヶ月以内のものに限ります。
※共有名義を希望される場合は、共有名義人全員の住民票の写し、納税証明書及び印鑑が必要となります。

【申込資格について】

申込みできる人は、以下のすべてに該当されている方に限ります。

市税を滞納していないこと。

成年被後見人、被保佐人、破産者及び未成年でないこと。

暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

【申込みについての付帯条件】

申込受付後に申込資格を欠くことが判明した場合は、申込みを無効とします。

申込受付後に申込内容の変更はできません。

姫路市有土地売却申込書の住所は、住民登録された住所を記載してください。

※アパート等にお住まいの方は、アパート等の名称、棟番号及び部屋番号まで記入してください。

虚偽の申込みをした方は、申込みを無効とします。

土地は現状での引渡しとなります。現地説明会は行いませんので、現地及び公法上の規制等を十分確認のうえ申し込んでください。

【当選者の権利失効について】

申込後、書類審査を経たうえで売却決定通知を送付します。

売却決定の日から20日以内に土地売買契約の締結ができなかった場合は、権利を失効するものとします。

【契約締結及び契約保証金】

本市所定の売買契約書により契約を締結していただきます。

契約締結時に、契約保証金として売却価格の10分の1以上の金額を納入していただきます。

契約の締結期限は、売却決定通知にてお知らせします。

【契約についての附帯条件】

用途制限について、契約者が以下の規定に違反した場合は、売買契約を解除します。

①売買物件を暴力団事務所等の用途に供した場合

②売買物件を所有権取得の日から5年以内に風俗営業等の用途に供した場合

③売買物件を所有権取得の日から5年以内に公序良俗に反する用途に使用した場合

売買代金が完納とならないと、土地の使用及び建築物その他一切の工作物を設置することはできません。

契約締結後は、売買代金全額の支払い不能による契約保証金の返金はできません。

【所有権移転等】

- 売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとし、現地での引渡しは行いません。
- 所有権移転登記は売買代金完納後、契約者名義で行います。登記手続は姫路市で行います。

【売買代金の納付】

- 売買契約締結後、40日以内に売買代金の全額を納付していただきます。

【売買代金以外の必要経費】

- 売買契約締結時に契約書に貼付する収入印紙
- 所有権移転登記に係る登録免許税
- 売買代金完納後の公租公課

【その他】

- 物件は、現状有姿での引渡しとなり、売買物件に隠れた瑕疵（土壌汚染、地中障害物等を含む。）があった場合でも、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- 建築等に当たっては、都市計画法、建築基準法及びその他関係法令等を遵守してください。
- 供給処理施設の引込工事、費用等に関しては、直接各供給処理機関にお問い合わせください。
- すべての物件について、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。

【お問い合わせ先】

兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 建設局 河川部 河川整備課
TEL 079(221)2678